大和市告示第108号

大和市骨髄移植ドナー支援事業助成要綱を次のように定める。

平成30年4月27日

大和市長 大 木 哲

大和市骨髄移植ドナー支援事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供する者(以下「ドナー」という。)及びドナーが勤務する事業所に対し、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 助成の対象となるドナー(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者及び助成対象者が勤務する国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)とする。
 - (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した者
 - (2) 骨髄等の移植のためにその提供者として必要な検査入院等のために取得することができる休暇の制度を有しない事業所に勤務する者
 - (3) 第4条の規定による申請をする日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の 規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (4) 本市の市税等に滞納がない者(滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を含む。)
 - (5) この要綱による助成と同様の趣旨の他の助成を受けていない者 (助成の額等)
- 第3条 助成の額は、助成対象者については骨髄等の提供に係る通院又は入院(以下「通院等」という。)に要した日数に20,000円を乗じて得た額とし、助成対象者が勤務する事業所については当該助成対象者が通院等に要した日数に10,000円を乗じて得た額とする。
- 2 前項の通院等に要した日数は、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとし、その上限は、1回の骨髄等の提供につき7日とする。
 - (1) 健康診断のための通院等

- (2) 自己血貯血のための通院等
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(交付申請)

- 第4条 助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、大和市骨髄ドナー等支援事業助成金交付申請書(ドナー用)により、助成を受けようとする事業所は、大和市骨髄ドナー等支援事業助成金交付申請書(事業所用)により、助成対象者が骨髄等の提供を完了した日の翌日から起算して1年以内に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
 - (2) 事業所にあっては、助成対象者との雇用関係を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは大和市骨髄ドナー等支援事業助成金交付決定通知書により、交付しないときは大和市骨髄ドナー等支援事業助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、速やかに 大和市骨髄ドナー等支援事業助成金交付請求書により市長に助成金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときには、速やかに助成金を交付するものとする。 (暴力団等の排除)
- 第7条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、この要綱による助成から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会を行うことができる。
- 2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第5条の規定による助成の決定を行わない。

(助成金の返環)

第8条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとした者があるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

- 第9条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成の日の属する会計年度の翌年度から10年間保 存しなければならない。
- 3 市長は、必要と認める場合には、助成に係る収入及び支出について報告を求め、又は調査する ことができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成30年4月1日以降に骨髄等の提供を完了したドナーについて適用する。

別表 (第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書 (ドナー用)	第4条
第2号様式	大和市骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)	第4条
第3号様式	大和市骨髄ドナー支援事業助成金交付決定通知書	第5条
第4号様式	大和市骨髄ドナー支援事業助成金不交付決定通知書	第5条
第5号様式	大和市骨髄ドナー支援事業助成金交付請求書	第6条